

川平テレビ中継局自営受電線路更新工事

特記仕様書

令和7年3月

沖縄県企画部情報基盤整備課

目次

1 一般事項.....	1
1.1 適用範囲.....	1
1.2 工事件名.....	2
1.3 工事場所.....	2
1.4 工事概要.....	2
1.5 工 期.....	2
1.6 工事の設計時期.....	2
1.7 県産資材の優先使用及びその他.....	2
1.8 公共事業労務費調査に対する協力.....	3
1.9 暴力団員等による不当介入の排除対策.....	3
1.10 ワンデーレスポンスの実施.....	3
1.11 工事監督業務への協力等.....	4
1.12 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて.....	4
1.13 下請業者の県内企業優先活用.....	4
1.14 不発弾等発見時の処理について.....	4
1.15 ダンプトラック等による過積載等の防止について.....	5
1.16 不正軽油の使用の禁止等について.....	5
1.17 設計図書における資材等の取扱いについて.....	5
1.18 ガイドライン等の遵守について.....	5
1.19 発生材の処理等.....	6
1.20 工事の記録.....	6
1.21 環境への配慮.....	6
1.22 材料の品質等.....	7
1.23 施工中の安全確保及び環境保全.....	7
1.24 監理技術者の資格.....	7
1.25 電気保安技術者.....	7
1.26 監理技術者の専任.....	8
1.27 工事用電力、水、その他.....	8
1.28 他工事との連絡調整.....	8
1.29 仮設備.....	8
1.30 一般事項.....	9
1.31 仕様書・設計図書の照査及び疑義.....	9
1.32 現場調査.....	9

1.33	工事写真.....	9
1.34	工事実績情報（工事カルテ）	9
1.35	施工体制台帳・体系図の提出.....	10
1.36	工事保険等.....	10
1.37	官公署への手続き	11
1.38	機材の品質・性能証明.....	10
1.39	CAD データの貸与.....	11
1.40	完成時の提出図書.....	11
1.41	工事の一時中止に係る事項.....	11
1.42	工事現場管理.....	11
1.43	通行の確保.....	12
1.44	交通の安全確保等.....	12
1.45	特許権等.....	12
1.46	部分使用.....	12
1.47	官公署その他への事前説明について.....	12
1.48	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について.....	12
2	工事仕様.....	13
2.1	更新工事.....	13
2.2	電源切替.....	13
2.3	撤去工事.....	13
3	試験及び検査.....	14
3.1	工事期間中の試験及び検査.....	14
3.2	設置等工事完成検査.....	14
4	産業廃棄物処理.....	14

1 一般事項

1.1 適用範囲

この仕様書は、沖縄県土企画部情報基盤整備課（以下「沖縄県」という。）が発注する「川平テレビ中継局自営受電線路更新工事」に適用する。

ただし、上記仕様書に記載されていない事項は下記の仕様書等によること。

- (1) 土木工事等共通仕様書（沖縄県土木建築部）
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- (3) 電気用品安全法
- (4) JIS：日本産業規格
- (5) JEC：電気規格調査会
- (6) JEM：日本電機工業会規格
- (7) JCS：日本電線工業会規格
- (8) 内線規程及び配電規定(JEAC)
- (9) 磁気探査実施要領（案）最新版 沖縄県土木建築部
- (10) 沖縄県赤土等流出防止条例関係例規集
- (11) 赤土等流出防止対策技術指針（案）（沖縄県土木建築部）
- (12) 公共測量作業規定
- (13) 公共建築設備工事標準図 最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (14) （建築、電気設備、機械設備）工事監理指針 最新版
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (15) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 最新版（一般社団法人公共建築協会）
- (16) その他関係法令、条例等

また、本仕様書に規定されていない事項であっても、本契約の履行に当然必要な事項については、請負者の責任と負担で実施するものとする。

1.2 工事件名

川平テレビ中継局自営受電線路更新工事

1.3 工事場所

石垣市

1.4 工事概要

本工事は、川平テレビ中継局への受電線路更新を行う工事である。

新設ケーブルの設置及び既設の架空電線、コンクリート柱等の撤去にあたっては、現場調査を十分実施し、更新に必要なもの等については、本特記仕様書及び設計図に記載のないものであっても、監督職員との協議の上、本工事内にて実施するものとする。

1.5 工期

本工事の工期は、契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

1.6 工事の設計時期

本工事設計書は令和 7 年 3 月時点での労務単価および資材単価等に基づいて作成している。

1.7 県産資材の優先使用及びその他

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用する。なお、使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて毎月及び最終（総括）報告すること。

1.8 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- (4) 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前 3 項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

1.9 暴力団員等による不当介入の排除対策

請負人は、当該工事の施工にあたって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成 19 年 7 月 24 日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- (3) 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

1.10 ワンデーレスポンスの実施

- (1) この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
※ワンデーレスポンスとは、請負者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを請負者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- (2) 請負者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

- (3) 請負者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- (4) 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

1.11 工事監督業務への協力等

- (1) 本工事の工事監理業務は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- (2) 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術(以下「管理技術者等」という。)の指名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- (3) 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
- (4) 建設業法第 23 条の 2 の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

1.12 本工事の請負代金の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

1.13 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

1.14 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県企画部情報基盤整備課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。なお、これについては、下請業者へも周知すること。

1.15 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着は又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1.16 不正軽油の使用に禁止等について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第 144 条の 32 の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- (2) 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

1.17 設計図書における資材等の取扱いについて

- (1) 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の工法を指定するものではない。
- (2) 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のと通りの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

1.18 ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書 18 条から 24 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

1.19 発生材の処理等

- (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。
- (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。
- (3) 建設リサイクルの推進について
受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に COBRIS により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
- (4) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
- (5) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合は、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB 等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

1.20 工事の記録

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

1.21 環境への配慮

ゆいくる材の利用

- (1) 工事で使用するリサイクル資材は原則「ゆいくる材」とする。
- (2) ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。
- (3) ゆいくる材以外の再生資材を仕様する場合も、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、新材を使用すること。

1.22 材料の品質等

ゆいくる材の品質管理

- (1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに、「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
- (2) 請負者は、工事請負金額が 500 万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（財）沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
- (3) 請負者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場へ資材初回搬入時と敷均し点圧完了後の現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。
- (4) 請負者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

1.23 施工中の安全確保及び環境保全

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成 13 年国土交通省告示第 487 号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。

「建設機械に関する技術指針（平成 3 年建設省通知第 247 号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。

1.24 監理技術者の資格

請負者は次に掲げる要件を満たす監理技術者を専任で配置し、資格を証明する資料を提出すること。

- (1) 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
①技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設とするものに限る）に合格した者）
- (2) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (3) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札日以前に 3 か月以上の雇用関係）があること。

1.25 電気保安技術者

本工事に公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第 1 編 1.3.2 でいう電気保安技術者をおき電気工作物の保安業務を行う。

1.26 監理技術者の専任

工事請負代金額が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合 8,000 万円以上）の工事については、監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。

(1) 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。

(2) 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

1.27 工事用電力、水、その他

本工事に必要な電力、水などの費用は、有償とする。但し、既設設備との接続後の試験・検査・調整の要する費用は、無償とする。

1.28 他工事との連絡事項

関連工事の関係者と緊密な連絡調整を行い、円滑な施工が図れるよう努めるものとする。

1.29 仮設備

(1) 現場事務所は、請負者において設けることとする。なお、事務所は、打ち合わせ時には監理技術者等も使用するものとする。

(2) 現場事務所に必要な電力、電話及び上下水等の設備費、使用料等は請負者において負担すること。

1.30 一般事項

- (1) 主要資材は、新品とすること。
- (2) 納入資材が引渡し後 2 年以内に製造者の責任に帰する原因によって故障、破損した時は、無償で修理または新品と取り替えるものとする。
- (3) 荷造りは厳重にし、必要なものは防湿を完全に行い、天地無用の品はこの旨を明記するとともに適当な転倒防止を行うこと。事前に搬入計画書を提出すること。
- (4) 数量や施工時間等の変更を行う場合は、変更図面及び変更数量計算書、変更数量拾い図、変更内訳書、変更理由書等を提出すること。

1.31 仕様書・設計図書の照査及び疑義

本工事の仕様書、設計図書は十分照査し、疑義の有る場合は監督職員と協議するものとする。

1.32 現場調査

本工事受注後、速やかに現場調査を行い施工図の作成を行うこと。また、適宜現場調査を実施すること。

1.33 工事写真

「営繕工事写真撮影要領」（最新版）及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（建築設備編）」（最新版）によるほか、監督職員の指示による。

※電子媒体（電子納品運用ガイドライン（案）[営繕工事編]による。）

1.34 工事实績情報（工事カルテ）

- (1) 請負者は請負代金 500 万円以上の工事を受注した場合、工事实績情報サービス（CORINS）により「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。
なお、請負者は（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。
- (2) 「工事カルテ」登録申請は次によるものとする。
 - ① 受注時の登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日および祝日等を除き 10 日以内とする。
 - ② 完了時登録データの提出期限は、工事完了後 10 日以内とする。
 - ③ 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日、日曜日および祝日等を除き 10 日以内に変更データを提出するものとする。ただし、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

- ④ 登録データに訂正があった場合は適宜提出するものとする。

ただし、請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については受注・訂正・完了時のみ登録するものとする。

1.35 施工体制台帳・体系図の提出

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の総額が 4,000 万円以上になる工事は、施工体制台帳等を提出する。

1.36 工事保険等

- (1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後 14 日以上とする。

- ① 火災保険・組立保険
- ② 請負業者賠償責任保険
- ③ 建設工事保険
- ④ 労働災害総合保険

- (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

- (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。

- ① 掛金収納書を契約後原則一か月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則 40 日以内）に発注者に提出する。
- ② 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を提示する。
- ③ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
- ④ 工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

1.37 官公署への手続き

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。

1.38 機材の品質・性能証明

設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（（社）公共建築協会）による場合は評価書の写しを監督職員に提出する。

1.39 CAD データの貸与

本工事では設計図 CAD データを貸与するものとし、貸与された CAD データを本工事における施工図または完成図の作成のため以外に使用してはならない。

1.40 完成時の提出図書

- (1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。
- (2) 本工事は電子データで納品とする。

- (3) ゆいくる材に関する資料

請負者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。

- ・ゆいくる材利用状況報告書
- ・ゆいくる材出荷量証明書
- ・再生資源利用実施書・同利用促進実施書

監督員に提出された上記の書類は、監督員より（財）沖縄県建設技術センターへ提出された後、技術センターからの監督員あてに「再生資源関係書類最終確認証」を発行するので、請負者は、監督員からこれを受領して、完成検査時、検査官に提示しなければならない。

1.41 工事の一時中止に係る事項

- (1) 建設工事請負契約約款第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾をうけるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

- (2) 工事の施工を一時中止する場合には、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

1.42 工事現場管理

請負者は工事の施工に際して、労働安全諸法規を遵守し、安全対策を講ずることは勿論、工事毎に事故防止対策方法を確認し、作業員に周知徹底させなければならない。特に工事災害、ハズ等による咬傷災害に対しては必要な応急処置のできるように対策を講じなければならない。また、高所作業の安全対策を十分に行うこと。

1.43 通行の確保

請負者は、工事中に使用する市場等一般道については、常に一般車両の通行を確保するものとする。やむを得ず交通制限の必要が生じた場合は、事前に監督職員と協議すること。

1.44 交通の安全確保等

請負者は、公道の利用に際し、道路交通諸法を遵守することはもちろん、一般交通に支障を及ぼさないように万全の措置をこうじなければならない。

1.45 特許権等

請負者は知的所有権にかかわる関係資料を公表する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

1.46 部分使用

沖縄県は、本工事に関し、沖縄県が必要と認める場合は、工事の完了に先立って沖縄県の指定する部分について使用することができるものとする。

尚、部分使用を受ける範囲は、監督職員が指示する部分とする。

1.47 官公署その他への事前説明について

工事を着手する前に、官公署その他へ工事概要の説明を実施すること。

1.48 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について

本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の施工対象であり、実施については受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までに CCUS 活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については「沖縄県、建設キャリアアップ(CCUS)活用工事施工要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般社団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。

2 工事仕様

2.1 更新工事

- 1) 更新ケーブルは EM-CET100sq とし、電線管(難燃性 FEP 管)に収めて地上コロガシ配管する。
- 2) 電線管(難燃性 FEP 管)は、配管が動かないよう U 字金具で固定する。
- 3) 傾斜が急な山道では、電線管内のケーブルが滑り落ちないように「ケーブル滑落防止金具」で固定する。
- 4) 川を横断させる電線管は、単管パイプで橋を作り横断させる。
- 5) フェンス設置場所は、一部電線管を埋設させて配管する。
- 6) 新設 FEP 管と既設 FEP 管(NHK 用)を区別できるように U 字固定金具に塗装する。
- 7) ケーブル接続材は直線接続タイプ(レジン注入型)とする。

2.2 電源切替

- 1) 既設ケーブルから更新ケーブルへの電源切替は、中継局舎の外側で繋ぎ替えを行う。
- 2) 電源切替時の商用電源は、引込柱の引込開閉器盤内ブレーカで停電させる。
- 3) 商用電源停電時は、中継局舎内の発電機を起動させて局舎内の機器に電源を供給させる。
- 4) 電源切替工事については、監督員及び施設管理者(沖縄県情報通信基盤整備協会)と調整の上、工事を行うこと。
- 5) 電源切替はテレビ・ラジオ放送が中断とならないように、放送終了後(約 1 時間程度)の決められた時間で行う。

2.3 撤去工事

- 1) 架空線 OW100sq×3 及び架空地線(避雷用)14sq×1 を撤去する。
- 2) 装柱材、支線を撤去する。
- 3) 電柱撤去は、電柱番号 No.3～13 までは 80t クレーンで撤去する。
- 4) クレーンが進入することが出来ない電柱番号 No.14～44 までの電柱は、電柱カッター等で 1 m 程度の長さで切断し、モノレールで麓まで運搬する。
- 5) 電柱撤去は下記の 2 通りとする。
 - a : 地上部分 10m を撤去処分とし、地中埋設部分 2m を残置とする。
 - b : 地上部分 8m を撤去処分とし、地上部分 2m 及び地中埋設部分 2m を残置とする。

3 試験及び検査

3.1 工事期間中の試験及び検査

工事期間中の試験及び検査は、監督職員によって実施する。

3.2 設置等工事完成検査

設置等工事完了後の完成検査は、沖縄県が指名する検査員によって実施し、合格したことをもって完了とする。

4 産業廃棄物処理

本工事において発生する産業廃棄物の処分については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき処理するものとし、予め監督職員の承諾を得るものとする。